



OBC (Ocean Bottom Cable: 海底受信ケーブル)
微小振動、自然地震観測、弾性波探査に使用。
OBS (Ocean Bottom Seismometer: 海底地震計)
微小振動、自然地震観測に使用。

※観測井と観測機器の配置、および三次元弾性波探査
の作業範囲は予定。これら以外に、陸上地震計の設
置と既存坑井の観測井への転用を計画中。

参考6 (追加の資料提出を求める事項の(1)関連)

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (抄)

(特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可)

第十八条の八 特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄をしようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所
- 二 特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄に関する実施計画
- 三 特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄をする海域の特定二酸化炭素ガスに起因する汚染状況の監視(次条第三号及び第十八条の十において単に「汚染状況の監視」という。)に関する計画

四 その他環境省令で定める事項

(許可の基準)

第十八条の九 環境大臣は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 海底下廃棄をする海域及び海底下廃棄の方法が、環境省令で定める基準に適合するものであり、かつ、当該海底下廃棄をする海域の海洋環境の保全に障害を及ぼすおそれがないものであること。
- 二 海底下廃棄以外に適切な処分の方法がないものであること。
- 三 申請者の能力が特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄に関する実施計画及び汚染状況の監視に関する計画に従つて特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄及び汚染状況の監視を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可等に関する省令（抄）

（特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可の申請）

- 第一条** 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号。以下「法」という。）第十八条の八第二項 の申請書は、様式第一号によるものとする。
- 2 前項の申請書に法第十八条の八第二項第二号 の特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄に関する実施計画（以下「海底下廃棄実施計画」という。）に係る事項として記載すべきものは、次のとおりとする。
- 一 特定二酸化炭素ガス（法第十八条の七第二号 に規定する特定二酸化炭素ガスをいう。以下同じ。）の海底下廃棄をしようとする期間（以下「海底下廃棄実施期間」という。）
 - 二 海底下廃棄をしようとする特定二酸化炭素ガスの特性
 - 三 海底下廃棄をしようとする特定二酸化炭素ガスの数量
 - 四 特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄をする海域において当該海底下廃棄をする以前に海底下廃棄をされていると推定される特定二酸化炭素ガスの数量
 - 五 特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄をする海域の位置及び範囲
 - 六 特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の方法
 - 七 特定二酸化炭素ガスに起因する海洋環境の保全上の障害が生じ、又は生ずるおそれが生じた場合に当該障害の拡大又は発生を防止するために講ずる措置
- 3 第一項の申請書に法第十八条の八第二項第三号 の汚染状況の監視に関する計画（以下「海底下廃棄監視計画」という。）に係る事項として記載すべきものは、次の各号に掲げる監視の区分ごとの監視の方法並びに実施時期及び頻度とする。